法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-09-03

無人嶋談話・上

曾, 槃

無人嶋談話

上

299
1

和泉
美田義

九州肥前守[illegible]

[illegible]

漂流之記

一大坂[illegible]

[illegible]天明七

未年十月[illegible]水[illegible]十二月廿八日[illegible]出帆

致順風[illegible]

[illegible]九十九里浦[illegible]

[illegible]大雪共ニ俄[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]日早朝帆

[illegible]

水主共呼出し相談候処何れも[illegible]
難儀ニ及[illegible]何の[illegible]
[illegible]波[illegible]若痛出[illegible]
東[illegible]風[illegible]地方[illegible]船
中相談之上[illegible]早速帆柱并水棹[illegible]
之帆柱[illegible]土佐地方[illegible]二三日
[illegible]又々西風荒く[illegible]
て吹出され流れ申し難儀之上[illegible]東西のわからす
[illegible]関[illegible]
一同[illegible]何れ[illegible]一命の限り

[illegible]
[illegible]水[illegible]帆柱[illegible]
[illegible]の[illegible]八
立[illegible]
[illegible]人[illegible]沖[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]水船[illegible]食物之[illegible]
[illegible]
風[illegible]切[illegible]
早速[illegible]

香椎へ参詣しおはしまし　離れ浦には潮満ちぬれば
すでに日も暮れ中の月海の上にみつ[illegible]
地のうへにある松子代細戸[illegible]男子[illegible]
隼人要害[illegible]ありて此浦を離れ[illegible]
播磨[illegible]しに一所に[illegible]
[illegible]岩[illegible]へかしこ[illegible]
播州[illegible]　播磨の守と[illegible]し二[illegible]
[illegible]と[illegible]を[illegible]
播磨[illegible]　[illegible]旅に入[illegible]
一国[illegible]たゞひとつ[illegible]二月[illegible]

[illegible]朝紀[illegible]
[illegible]み　[illegible]しまゝ[illegible]水[illegible]
[illegible]一向[illegible]事[illegible]
石の[illegible]水を[illegible]に[illegible]
汁に[illegible]合[illegible]
へても[illegible]
[illegible]し[illegible]
[illegible]国[illegible]
朝紀[illegible]
[illegible]み[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]の下げに[illegible]

[illegible]人

[illegible]草履日本の

[illegible]

[illegible]人家も[illegible]

[illegible]浮沈[illegible]

[illegible]の場所へ立寄り

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

信しかるへし去る子年無人嶋ハ土人信さる

家来なりし土佐国赤岡浦松屋儀七船乗

船頭長平と申もの去る二年寅同郷近浦某

津出しに乗り出しハ天明五巳正月廿日より漂流

同二月十六日漂着して無人嶋へ

流れ寄り船も破損して漂流へのほり

今は方々へ相分り火を焚其外なか

其外友も二人死亡其上長平と四月廿九日

長平同源右衛門と申者死去致し年九月十六

長平二人と十の死去同年十二月病気にて

死去候ニ付孤独ニ罷成其後ニ大坂者

並ニ薩州之人漂着在之此上ニ十一人

同所ニ住居致し無程手ハ少々小屋

其の内某の国[illegible]中に立入萬々百[illegible]
[illegible]者[illegible]の従弟に残し[illegible]女子も[illegible]用を
[illegible]も[illegible]あられ[illegible]やうの咄し[illegible]
それも[illegible]も[illegible]座に[illegible]此方と咄の[illegible]
大坂で[illegible]の代に[illegible]水の[illegible]
之より今の御世と成[illegible]天下へ水を[illegible]
[illegible]て[illegible]より[illegible]長年[illegible]物語し[illegible]
[illegible]に生に富[illegible]金銀[illegible]
大坂で取り出し[illegible]の用を[illegible]
[illegible]一首へ[illegible]
此所に十月も[illegible]此所[illegible]水[illegible]
[illegible]天下[illegible]我[illegible]
[illegible]上[illegible]
七年[illegible]
金[illegible]心[illegible]
おやの[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

無切浦小浦の方に岩[illegible]うら[illegible]
[illegible]上へは[illegible]切[illegible]
[illegible]一面[illegible]
西[illegible]海辺[illegible]中[illegible]石
[illegible]のやうに[illegible]人[illegible]
[illegible]其奥の[illegible]穴[illegible]人
[illegible]中の[illegible]風[illegible]
也[illegible]穴の[illegible]此所にては
[illegible]穴[illegible]上の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]大穴[illegible]この
[illegible]穴の[illegible]足[illegible]人[illegible]
[illegible]穴の[illegible]形[illegible]
[illegible]州[illegible]人[illegible]の[illegible]
[illegible]字形[illegible]桶[illegible]
[illegible]に[illegible]
一宿[illegible]に[illegible]船
[illegible]流[illegible]
二月[illegible]流[illegible]
[illegible]州へ[illegible]

月々も去ル一両年船を見及け不申只右ゆゑ
ことく海辺斗の見ゆる地り候かとゝる事
然ニ年も過き候所又公儀も被下て右船一艘之
此所ニ浪を造罷り渡海仕候に付舟出て漕也と称す
又へ申者招子立かし候ゆへ参るの所切支丹宗
取候舟も出入候へ出漕也と称ゝ右へ申合候
候之ともゝ右の様を見し異形の又へ共漕也
取申内之浪出て参り波也漕出す早速参候
候而清龍も右の船へ参る様にて海上を
[illegible]も見候ゝ候而を臨ミ渡しよりて
候者も通りもこれあるに定而水ニ[illegible]
船は便宜り水深ハおそれゝ渡へ参りて三拾程の
水の切り出し又ニ海中水深之所をゝ其流れ[illegible]
取参り人家の有日向の御領分出之所ゝて候事も
拾人寛文元酉三月廿九日一日過て日向灘へ出る
海上に永く漂ひ候所おほえ申さゝ寛文二
三月海の神に祈り又は舟を[illegible]
候而漕候候せられ程明かに船を[illegible]
下も船見あるへて丑秋去夜へ申宗船船しける
識候る事すゝ会様宗の[illegible]

此親ハ 摂坂平五郎と申浪人 金[illegible]成[illegible]
被申候 金銭力ニ欲し 謀[illegible]候 家居
せ候処二人ニて六人の家[illegible]候ハ 此者共
様子を承り申候中にて 五人ハ死の形を相[illegible]
御平親[illegible] 我等[illegible]人 殺を致候ニて 死居中
御座候ハ石塔[illegible]建候ニ申候 右ハ荒井[illegible]
浮浪人ニ[illegible] [illegible]候ハ 又新[illegible]年[illegible]
死亡人も 石塔を建申候 [illegible] [illegible]夜
取[illegible] 肥前国寺江可[illegible] [illegible] [illegible]
為[illegible] 戌六月中 [illegible]申候 又[illegible]

木[illegible] 八月六日廿六日 [illegible] [illegible]
縁を引張やらう 仁[illegible]残[illegible]力を[illegible] 又藤利
紀[illegible] 中にて[illegible] 年寄[illegible] 同[illegible]
死[illegible] 右死亡[illegible] [illegible]死去の[illegible]
後[illegible] [illegible] [illegible]
藤利[illegible] [illegible] [illegible]
中ニ死人も[illegible] 成名[illegible] 火罪
[illegible] 成名ハ藤利[illegible]
[illegible]
永[illegible] [illegible] 久七 [illegible]
八[illegible] [illegible] [illegible]
右[illegible] 同[illegible]

鳥嶌并大鳥之図

[illegible]

一島の大小宿なし 陸なし大小者[illegible]

七八人[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

る之味 秘の内ハ猫申ち水となし口伝 猫に以て上
者の作りて紙縒いたし 猫に縒ハ親子足様の所へ
遊所ふくらみ 令子 子事人子をはきを入 令申
を離れハ 出血を作りたるハ 物事の此世の命を乞ハ 療
一両日にて離るゝ由申すけれ共 若当事ハ 草紙
作りハ 古き物服を三人出る様ふくらし 等代 令を
付まいらし 子生へ卵一ツ産 服させハ 良きとて 居を
入金ありとも 出るとも 咲かすれハ 菓の如く 卵産し
筆ありし文 一ツ落へ 二種 卵を産候いも ありしハ出
家ハ眼え入かれ 又卵の殻一ツへ 水二合ある 煎入 ありき
仕ひ出されハまつの猫の所へ 卵の花ある 二ツ出 正当の
物ありて 黄身 服する 黄身の 殻 あまりしは 流るゝハ
出し出 生薬を 卵の 殻 を 縒り 縒し 候ハ
擂卵ようちに 煎のとの 同かしくまり 申しありけれ
生いる 白実ハ 血 黄実ハ 金物 卵の
うちに 子之出けれ 親子二種 家 置し 樽の中
かり 離れ やうす 熟れ者ハ 両国 事いたし 多乃
中ふ出る 薬紙を出ても ありしは あれを 載せ
らしえ 紙 流れ出し 書き 秘しも 以て 悪事 一種
人生まれ 多の らちふ 汚汁のこ 居るも ありし 四丈

[illegible]

一[illegible]卯八月[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

る山の峰よりこえて名所とみえ、みなみやまの網
よく香えて月ひかり、谷の川之を流す事なし
こ事なれ松竹の深く深山の滝を雲なり
一、草木いやさ起くる綱に松風香をうくみの水流
をとふかりしなどの木也やすらし、者、なく木に
能く白くおもしろき四季に折る花大せ事能く
頭は深山の心をいれて谷をおもし、山中へもじ其様
いで春は谷の風毎年をほと、花は頭の花をうつ
下草中流、又谷、入は山の所をつけて花を添え
者はいの者のけ深、其中に大葉やうにおもしろきをも用ゆ

つらつせうかるしれにかはせいにかまうに流し出ることゆへ
昔は日本の花は尤も軽しといへども何よりも一きやう也
其流と心にへ、年中とわせ草の色をうめ大事
成なれ小葉一種あれ流を見しへい、又草、終りも一種なり
風ゆゑひと枝折種類ひなれ花を余る事なく其、枝
あうらを嫁虫おちる中流、入ると芽いろい
心は三月比種なれ共で吉木の結びて、薩摩杉を
こみ三種あらば皆とびを、松風之、種と虫除切ゆ
四季いせのは葉種、沢山出す事なし、けれども何ぞ
かれいつし比を、国伝にれわらお春かれ大事也

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

同く人〻あまた連て山海穴の中へ入けれハ水七合計も
入れなかりしを忽遠州新北穴に出したる所〻
抑此穴は大蛇の住なる所にて南陵に加様の[illegible]
形をもなす陸奥国より出し此方へ移り住しとや
昔此の蓋ハ河内国より文字書記しけるとぞ流水より出たれ
南北風ふくには此辺もうらみなく[illegible]海中に流れ出れ
入ける水を見て何とも知らず一所に集りて切捨し
水海に持されハ抑此水口もそれ〻切に逆れ椿の花
の花流と茶を海中へ流入て山の人にも[illegible]みせけれは
余れ中れ是を[illegible]今にても[illegible]

いまし人の流と人〻ある天神宮の相殿にまつられ

一 山にて水切流る天神を勝見宮とて近辺にまつりたれ
神とも大神宮の相殿日大神宮と尊称これ
新宮の神を[illegible]の宮を相殿にまつりたる事なし
此穴の水海に[illegible]十六
今も有りけれ

一 日蓮の流と[illegible]
河れ[illegible]木ハ廿余[illegible]

一 薩州新津中よ[illegible]
[illegible]水を[illegible]

一此所ゟ申酉之方ニ当り壱年ニ雲之晴候ハヽ入日之頃
能見ゆる由 山見へ候琉球とも唐とも文山とも
難申由 國々之方ニ當り候ハ九州ニ而御座候 文南二十里
隔り候而渡海之者之儀ハ無之候 無之候由承候 相
成候ハヽ少もしき事無之候ハヽ一窓見ゆる事ハ無之候由
出帆仕候 二三年目ニ漂流之船有之候ニ付ハ小濱ニ有之
一方南西之方ニ一ヶ所 中之山 中浜ニ一ヶ所 番所之所
番所之所ハ 其南部ニ而海十石程之小船にて
常ニ共に八艘程もやう 船之小舟を出し
船に乗り候由 上ハ船頭長之者小船を遣し候由
漂ひ出候由 其外も見候而申候 此外又之風有之候ハヽ
造り申候ハヽ指渡仕候由申候

一右鯨漁の如く 乃ちみ銀鮭并漁世話送り候ハヽ
御座候ハヽみるも 五六艘指渡し候而ハ数百石ゟ之も
体鯨の幸も取り 此島ニ 相応の小舟出し候而ハいう
其之も指渡いたし候而ハ漁いたし候得ハ 其
節ハ其後ハ南浦 西浦ゟも出帆いたし候而北濱
之ハ集メ候之漁の漁事も之候得ハ集メ申候 船持
衆ハ鯨を振集め天の海ニもや切れの根一本流来候
を海辺ニ二町之内 船送場へ寄せ候而薩州船

[illegible]

日数を[illegible]

[illegible]破船[illegible]帆[illegible]

船を[illegible]の帆[illegible]一[illegible]大坂

船にて[illegible]人二十[illegible]

[illegible]年漂流之人の[illegible]

古今人[illegible]漂流[illegible]人

[illegible]漂流[illegible]水[illegible]

[illegible]中[illegible]

一 三ヶ年[illegible]人

[illegible]

[illegible]方角[illegible]

[illegible]八月[illegible]

天道の[illegible]南風[illegible]

[illegible]

[illegible]海中[illegible]

思ひ[illegible]

[illegible]中[illegible]

[illegible]十年[illegible]七年[illegible]

[illegible]

[illegible]

手入なされ候ハ捕ハ死罪ハ申にも及ばず候得共
猿入死を待ん者其の忠誠を尽し功ハ高名ハ候
悔なし忠臣にて一同志をあハし致し候者に
有之候の御沙汰ありとも等しき者同前宥免いたし
されば忠臣者なれハも相叶はん今日より御座
候上ハ者大石内蔵助浦松喜兵衛三十五歳浅野家臣
吉田忠左衛門三十七歳吉田沢右衛門久七郎十二才
深川八丁堀町住居武林唯七二十三歳雲州
浪人住居三保堂住居三十七歳勝田新左衛門二十
九才大坂南堀川寺町松平安芸守家中大石瀬左衛門
大石浦長兵衛三十七歳矢頭右衛門七郎大石市之丞
二十歳茅野和助堀部弥兵衛二十五歳浅野内匠守家臣
浦松永喜兵衛四十八歳因幡二十九歳同吉田忠左衛門
寺坂吉右衛門三十八歳因幡寺坂吉右衛門なり亡君の為に
生まれ申し候よし悦びの上は是の
心得候日も弥更に追々敵を討ち日も七十六も為
之は忠臣の誠も又殊に義を尽す事なり
思ひ入ても命を惜まず主君の仇を討つ事
実に忠義の精神に感じ入る者ありとて
の心情の余りに其の心の内を
申し述べ候事なり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

金子[illegible]

[illegible]

大賀[illegible]

并ニ[illegible]八丈[illegible]

紙[illegible]

一 去ル三月[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

遠江灘
セキ山
セミシマ
ニイシマ
青ケシマ
コレヲ通ると有り

一 安人客ハ我等か　ブラと戸奥の座敷にて三味せんを添へ

田地酒宴の人々をなくさめしなりと[illegible]出し　拾ひ[illegible]

尺八　唄ふやしまん

〽抱て寝さんせ〆ておさんせかふやえ[illegible]と云て[illegible]

〽枕をいつまで　親の[illegible]　今は[illegible]なりやそう

三セリ
〽枕の下は浪のうみよ　身は浮きて眠りもせぬ

わづかな山[illegible]ある猫みを[illegible]あり[illegible]

油揚せうゆ[illegible]しく　[illegible]がな

いつまでも[illegible]の三月[illegible]今て[illegible]

六調子
〽中[illegible]

〽新造[illegible]　七ツ下り八ツ下り[illegible]　[illegible]九ツ下

〽[illegible]流るゝ川の　仇遠山川　流れの川

〽深いわけは[illegible]此[illegible]同じ流れ[illegible]

〽嫁[illegible]の若松に　枝も栄ゆる葉も茂る

[illegible]ひ拾ひ[illegible]

奥の[illegible]

[illegible]書なん

無人嶋談話目次

上巻

旅洋始終

下巻

地形　方位

氣候　物産

洞穴　服飾

食料　器械

魚名

附録

上列船漂落記聞
遠列船漂落紀事

大坂船漂落紀聞
江戸船漂落紀事

無人島談話上巻

薩摩侍醫　曾槃識

放洋始終

日向ノ人諸縣人ナリ。志布志灣ヨリ運船ス。同所ノ第多ノ船長ナリ。運賃ヲ取ルコトヲ業トスル。播州端住右九郎弥三郎ト云ヒ中山屋ト云ヒ

既ニ寛政元年己酉ノ歳十月。梶師一人水手三人都テ四人ヲ麓ノ人家ニ雇ヒ入レ水手八左衛門ト云ヒ

胡麻鯨魚ヲ乗ス。同月二十九日風使ヲ失フ。食妻子ヲ兄弟親族ニ捨テ置キ帰ヲ高シ。ツヒニ決。須風ヲ

颿（ホカケ）ちからそふ浪のうへに漕（コギ）いでける。此日天象（テンキ）
沈遊（スミワタリ）たり。ゆくはいとはるかに、いづれの限も
なし。但先横（ヨコ）の方角。柳（ヤナギ）なれて。空色に似たり
船は余元はいとよし。高（タカ）く[illegible]して。船を福島のうらに
へ繋（ツナギ）て明日故村（フルサト）へ還（カヘ）らんとて、[illegible]代として甚[illegible]
やうやうの[illegible]は、即日向の地なり。志布志をさかる
三里秋月[illegible]あり。同所[illegible]
ある日同二十八日、翔風に間帆し出て肉桂の奥に
碇泊（カカリ）、祠（ヤシロ）を拝（オガ）む。内海に日向の地あり。[illegible]
[illegible]務戸（ト）のやしろ[illegible]
うちや菅不合尊（フキアヘズノミコト）[illegible]
を齋（イツ）きまつる。暑（アツ）き激風に競ひ出し[illegible]日向
[illegible]大[illegible]の[illegible]細島のうちへ[illegible]。細島の

向の地にして[illegible]月[illegible]より
志布志[illegible]より朝（アサ）霧（キリ）四十里[illegible]志[illegible]
[illegible]晨炊晩爨の水[illegible]に細[illegible]
[illegible]船し[illegible]。十一月二日[illegible]酒井
の国[illegible]。玉島は備後の[illegible]
国行[illegible]益一[illegible]東[illegible]湾曲[illegible]宮[illegible]
出貨收[illegible]運貨[illegible]國[illegible]
と[illegible]綿花の[illegible]を載。帆の[illegible]程[illegible]
え[illegible]の[illegible]。[illegible]
作[illegible]幸に淹留[illegible]秋
[illegible]。同月十[illegible]日に[illegible]代[illegible]高戸[illegible]

五ツ半来歳代文政を終し風船を祝す。廿日夕方の
環海代いつきたいの海浦の浦にて風のし
く。夕方より少しに新の方へ停船
廿三日朝いたり代償解す。出帆の
てんきとなるに回風かしがるとも
いふ為帆はのなり。出帆代うつ。さて代
天象とらふ漸に強
いなし。西風ふきまし。風波より上の実入出れ
ばしうつ。ふしとしいはは
山波泊 上の実の事 罪とうかがうら

見風波の為 さに こし代うし
延 来直ち 船貨 ことしいふ
日 此月 方此 常に
連山遠峯 ふ代こ
いふ 此風 三月二十六日 いは
ふ ぬ 代 やはらく 程
えふ 人 ふ に いふ
きふ 此 に二十八日の 此天象
ふ 風 ふ 代 ふ
代 此 ふ 大洋ふ

く風も衰小うくる海嶽翔としてくらき
夏の利るうりに淅瀝として雨来寅の刻より月
えしハ西風をさして乳緒小一まり十
里をうり放洋されハ。更にめうしハ七ツむ小日
向の山と峯とハ蒙気とふうして幽なり会遇して
して世界明さすして逆浪漂流ある舟を漂ふとに
旦晴そをしうとおしいえをこしかなき急しきらに船衆潮
沖へのうとうめつうり鳥明をれ衣をすてかあまれ
といえて雨粉頻小して雨露ハそしてそとして猿浪
の音さる煙波れりあせくし眉を鈎て四方顔小寄す

荒としてる雪をうしなふ此後もまし星光
船落しとしてとりとをさして驚濤鳴浪ハ霹靂
雷小とおしくさしは情かうち猖獗子臥神跳躍
名残とのへ焼をうへ凡小此の寝ハ。風の激兎
してきへ山を播かとし弁別を水えしれ
海翻の而にあるを激水ありふ舟子の
といふ舵いふ舳やうちれ潮気撃小池にり
周章してこれを防ぎしてそ利をかりきるさ
そとえるをいひいえとかる大澤風波のうちにあ
ぽて要奥を控しいうし大地えすもてれうし

うちのそう孫と舟子のことにあらねバ
ワうてんこれ洋取第一の要にして　僉密にも思ふや
八寿域にうに窮らむとて　装苞を擲ち舟橋を伐
髣髴を辨ずあるは　やしきれうらに投じ　唯跡是誓
磐列　天照　天神　讃州金毘羅をいのりいえり　柳に全
落ちてみえい　実に素　塩島等ある　ふかくのれ　従とする
ゆ天狗の江池とも　帝人　蒼膽　餉行
けりるのこといと[illegible]まし　林高とし
て艫此かしこへ　一房の垂綱をかなし　舳をいとよし
て風雨比中にあらし　せる　難船杙　とまれは　[illegible]
となるとえもしく流れとなり　きこえ舟れはりをうし　夜のあらし漸風
くみせられい船後漢はとよ
おかて。両比[illegible]とれと　渺漭たる大洋なれい涸
潮揺盪として。辛楚報ありいよいよしくし[illegible]

請命をいはりかしこくは然も　ことはいのりか
小扉ひらしきむかり　日白日　明朝のあ
まくくわかと曉日おくり　一班比[illegible]ひかりくらる等
て羅針を南北を[illegible]　ましの日ぬ如はえそて　東覚
さるみて見えとぞとるを　傳響此益依をとひ　推歩審
ハ啼かれいゞ何のうに在てなれ　さてハはりめ　西風
まてまふれたれい。但東方に[illegible]とこそ　[illegible]か
て涸没ままなき色も。うそとぬ　渺漫のことくに。とて
是光をうへし[illegible]　月をしのまいりかも。とや廿日まて
してかも惜ゆるに　糧ハ盡て[illegible]せむとしか[illegible]

水は酒樽に塞がりて満を念（イサミ）桔槔（キヤウカウ）を立の花紺明
戦艦（センテイ）を扁川に浮べ月に浮ぶる 十月二十八日と
いふに 出し船ふ御座船に宗徒（ソウズ）の侍ども
一行は織雲（センウン）に覆ふ（フクス）がに 旗は赤白紛々
そ渡りけれ 魚も 船より五里ばかり 漕ぎ力
浦えいかに急ぎ 帆は汐もやうやく そくに 船元を
て見えゐると いふを
直倚りかけ あやしき帆を見つけ 汐手本屋
へ出し夜の色も見え わ浜にゐるを 藻塩さる
とへ一夜
いつをしき此処の山かげしばし着きて 船は
うにもよりかゝる 夜ばかり 今日のをも 帆をしつらへ

此女のきゝるまじ そし すみやかに 櫓（コロス）を漕ぎ あ
ふ 抓（カキ）を立てまへ 漕ぎて 女房を はなれよ といふ 魚は いて
急ぎ みの 侍ども 入へうちこし 漁房にて
さし 憂人（ウウシン）沖に浮かして 暁をまちつゝ 在りたるに 船
いふて 見るに 沖をいふを 東の方 寄り 坂
を三里ありて 三の高峰（カウタン）しば 詳義を 聞く 之
へて いふを
八本船にあらくり 船を 沖に着きぬ 一八 脚船
うちて 流しのぶる 翌日 さるし 船々
急ぎうし 評議（ヒヤウギ）決せしに 御船はいく
又ありの 船長（セントウ）指して いでや 御船をめぐら

せしひとれいこ〻疲労つかれて。ら
ら浙江にて。殺害し。船を奪ひ。
小艦に津口砲術の大砲を乗せ。八月
つし。假令負敗。佩てうふくま
ともひとれい共多。寄宿。
陽船ふらんすの船長船を載せ。
ちつれ。ふらんす船共。
和船を。ら捕へ。
こ〻。潜伏して。五の列を。
限いと多き。

し人声念ゝるものにさわきまれハ　高子の嶋
風ますさしの念いふハうきれ　汐の音うちそへ
頓り船をこゝろしはしきまい　瀬水淺沙く落
いそを海浦比ゆく時し　八丈島逃へり船抗縄
あきらか十丈余の岸へ投られ　多人を上を　八丈
舟を常揚て所の人に訪しこれ何の国と問ふれは
何の国といふしくいそのぬいか我等ハ皆り如比も此
なりしに沖縄とふ琉球一呂宋めえるに由
なし〻後日本の船を知らぬほと待居たり
まし[illegible]今日[illegible]見えて[illegible]

也しきりを見えぬを恐るに[illegible]様子れハ
おもりて有ける脚船もほとこし此人も[illegible]とも
小幸に六人の者は[illegible]漸く船具に[illegible]
此ほとりに其唐船をも須到此月晴を待候意に
脚ふきと。あらゆる人所[illegible]水際に[illegible]
其船材を繋津浜岸に[illegible]
てわりけり彼人を水與の[illegible]互
小若干[illegible]大坂[illegible]此時[illegible]のもの十一人[illegible]大坂
二十人あり[illegible]船のもの[illegible]二三日
を[illegible]
[illegible]
[illegible]山の[illegible]に[illegible]

舩を以て ふさ 分明[illegible]を[illegible]

[illegible]人[illegible]

年[illegible]或[illegible]

の[illegible]

[illegible]伝ふ 葭を積[illegible]

[illegible]

[illegible]大[illegible]

天水をの 異草を掌[illegible]

怪鳥を吹[illegible]月も金端し 日に登[illegible] 立月

[illegible]

太古[illegible] 極雪[illegible]粉わ[illegible]食ら[illegible]

[illegible]

月[illegible]風[illegible]

[illegible]。[illegible]に[illegible]

ふと西れ海にうらふさらり。年豊れ閑もあられ[illegible]

峻れ谷も甚かれ。さとあ絶と。渋りしき身のうち

[illegible]宗寛れ渡り泊し花源の山に[illegible]

天争を[illegible]。[illegible]に仏神の[illegible]を乱[illegible]

偶寄峭と攀険崖を遥これ[illegible]猫の残刹あり又

一円れ渋滞[illegible]に[illegible]乃痕あり[illegible]一の

坎中[illegible]に姑骨二叢あり一叢は函壊[illegible]

在二叢は細彊の[illegible]。[illegible]共一[illegible]

[illegible]木牌二枚あり[illegible]に文字あり[illegible]跋

壊堙滅し[illegible]読[illegible]し。大坂船の忠八。[illegible]

漂するに至て 東西にて 魯西亜の異国人 伴ひ来れ。一年
江戸堀江町 南部 若八船一艘、元文三年 二月 漂着を
見えたり。漂流人 これをきゝに 拙く 知らし
云 今 詳に 享保 丙午 蝦夷 荒井 藩 土兵庫船 一艘 十
一人のり こゝに漂着し 文 元文四年 正月
江戸堀江町 南部 若八船一艘 十七人のり 漂着し 其伴に
蝦夷の地にて 漂流しけり 同年 六月 帰国 あり
又 四季 … にて 此 本 解 小い
三年と 漂流 …
知られる人は 絶に 使ま到りたりけれ。而に其 石群
小舟 古 佛 を 刻み 収葬 し 食 敢 て をとし
やれたる と 悲 歎 うちに 涙 あり 大 漂 船 の …
八 病 に 死 あり。此 時 は 元文 元年 六月 に … 歳 四十
余 … 白骨 を 葬 …

案ずるに 仁右衛門 到りて 到り 一年 骨となりし 哀もとく
船子に 一滴の水を 用ることし 漂人 又
まし 為居りも 更に 糧 尽を 出し 漂居間 膨脹の死
となり 若干の 人 … 藻塩の …
火ともに 消り 勢りたり 此時 同年 六月 二十九日 … 二十六 蝦夷 …
とらし
何 漂 流 せし の 人 あり 出 還 の 志 あり
天 … の 晴 … 目 見 早 岡 の … 撃 て。四方 を 眺
望し 我 身 の …
稀り 積雪 を 没 雲天の 便 なし。…
すでに 二週 を 経 … 一羽 の 帆 影 を …
れなる もの 鯨 魚 れ 脊 出没し … 水 竜 雲

運のしからしむる人のすることのあたはざる所へして
かくのごとく。船長伊佐衛門と企て。幸に蒲原
の湊へ船の事になりて。通天を捜りみて
陸地にあがる。こゝにおいて陸路の行程をたづね
船材の破損その布帆の糸は悉く破損したるを集
綴合して一にまとめ　破損の船
をかため……
かく……
小船……
オ一……

鰧丸象なり　さしわたし一二里のうちは　二里ほどへだて
小船のごとし　こゝに一ツは
ひるがへる也。鰹魚(カツヲ)の群をなすを見る
ことあり　大魚海上にうかみ　これ鯨魚
……かれ等一とたび
沈没しては再びあらはれず……目にあ
たりし災害するうちに。さて忠八も病死せり
年の六月にしも……しかれは
あるは忠八がためにかへりみる……死すと云
念仏をとなへ……
こゝに朽ち……假令海中に溺死するとも
……一生の船となりしは天

いふと云流行
まにはらし
八ツ[illegible]を近法を立るを以是と
蘭学者が病に必を以身体を分ち解剖を立てられ
於いて是へ[illegible]割て明らかにし、其書を翻訳して
えらる伝。異につくらんにも風名一定を以て
手之を施に学者の目ひに堪ゆる者ども苦学して微毒
ばかりに病を続くるに術を尽くし其書の著うる
[illegible]安政五年の七月二十九日と定
[illegible]三丁未年にて[illegible]と刈かし 会身
備わりて[illegible]其伝詳に[illegible]に
[illegible]れの良材此繋きて洋にしられ、ここに競
其なるはあかるあ。船舶をまれなるも 樟の検せり 松杉

ほくりんは其年を経てこれを見るに[illegible] 材の巻々
尋幅二尺ころあるもの、いまも此の辺に[illegible]
とも此を[illegible]なりし[illegible]
洋船を作るに[illegible] 材に御事の[illegible]を経て
帆柱にいたるに[illegible] 載植の[illegible]業とす云、壹葉一
常に[illegible]平歳をかぎ[illegible]伝えたるものを
其[illegible]も[illegible] 此に[illegible]水に
[illegible]あるものは実木の性を判て
[illegible]らし。螺旋を焼き原とし其船舶の料材に
ほころ[illegible]をかなふ。久も八[illegible]造工[illegible]
あるくは平面を[illegible] 轆轤となし鉄斧を鉄椎に代東流の
工をなしめ利用の道具を製す 陶器の本器[illegible]
鐵斤をばくりて[illegible]材利用をばまじへて[illegible]
其る[illegible]を以てあるも 船舶の[illegible]此の[illegible]

もわり無をえてうるともふれえうりて芳しむし船を本

て洋船の形を造りて是を以て 後幕府 一隻

造らしむ 長三尺許 といへり 備林深汀苗いまし[illegible]ら

ね神識をとり良辰を決し北方の空へてこそ の船神に

従船のこと[illegible]。この船神の 此の陜夫曲道に

としつ[illegible]の形は船神の如くえし。[illegible] 海ふ[illegible]

小せむとて[illegible]に二丈を貫ぬ山海ふ[illegible]

[illegible]僉[illegible]者此に櫓をしきく光路を知るを

[illegible]の国[illegible]九三年ふしく の船も

船具も[illegible]の[illegible]衛平夫[illegible]の時に私

中の盛水桶は[illegible]りに竹箋は神[illegible]

[illegible]僉眼を[illegible]に更所[illegible]

[illegible]牙橋を[illegible]

一日 海[illegible]の[illegible]

小青[illegible]竹年[illegible]僉[illegible]

條に[illegible]

[illegible]中九十年の久[illegible]二

[illegible]即[illegible]箋[illegible]の桶[illegible]

[illegible]牙橋と合[illegible]する箋[illegible]四年一丈

[illegible]の船[illegible]高[illegible]

[illegible]遂に[illegible]補の[illegible]

[illegible]乾[illegible]を装[illegible]

両洋の形を相列大山の

あまの神をいのり。天水作して是をもり

神社なり これ人智の及ばざる。自然の妙。捨てられんとし

て生還の期も絶えんとせしに。是れ商徒して。天明

米三船漂着の始終と衣食居住器用。如何洋

船の構の手段本邦にありし。又羅針盤（ヒラカタハリ）風（フイゴ）火燧（ヒウチ）

をよび銃一口などが如き事遠中（ハコノウチ）の納物と共に出

洞穴の中に藏標（シルシ）を徴して建。後来漂舶（フネ）の助となれ

しめんとせしに。彼等もこれを見れば。いた

や船をつくめぐりて神籤（ミクヂ）を取り 一をまとめ

一本とせず 一方南北の方を計る洋にて定むるし 竊し

まりの外に如何はなし。頓に乳抑して鐵を出

あるに。西北の方すをみるあり 此は大界を旋して西

始六月より六月まで。其月より一定の風吹しくれあるれあり

天象静にて南風さりてそよ吹きしれ 今や如何して

船（フネ）とりて余一日に神明の感應を祈（イノリ）しに 御幣（ヘイ）を

本の船をうかべ。難なく此帆を上げ。柁（カヂ）を西北の隅（スミ）に向

そろへつる 又度水を はかりつ 船をも

し渺々たる天涯をさしてはしれど 余（ヨ）も

然しくぞ此奨をしりて 雲に山を見

ろっとし。四体愉くとして歴瞩する年の

と云ひ出し。九八宮様をはじめ奉りて、よりよりに
乗り給ひ、それにうつりぬ。海は八潟ともに天
と接し、ことなる羅針もなく、ただ帆をあやつる
機を頼みて行くも、ひとへに神のまもりとこそ思ひはべ
りしか。されども雨はたちまちに、海潮の流れ
こと。九四四。一えもいはれぬ。海路にて、船悪く
くるしき。日ごろ経て、やうやうに船のうち
小舟を。一艘をえらびとりて、船底となして、行く
にわたりの列とぞ。ひとつの山に本陸をな
ぞらへれば、ことごとのものに、舟人かうにいてき

て、岩本の泊りに、船色の帆をあげ、ひとつ
の山を指して、船をさしに寄せ、あるいは、即刻
船をひきあげ、ひとりのぼりに、その岸にのぼり
侍人、陸に船をつなぎ、ひとりの大石に
ふねをつなぎ、ものやすらへ、ものの名をたづねるに。
ものの名をたづねるに。八丈島の南。三十又里と
いふ。地は海風たかく、八十里多谷来し伏す。十八里と云。金砂丘として
砂伏ふ。海の流れ、ふかくに、月をあらふ。ふ
定めなく、ふかき六月十二日なりしの
日、船をしたがへ、六月八日のうつ時、島吏と
をしてしたがへ、うつ

島吏

きもの多くあるに深谷の姥ヶ懸と云る所多人を
もつて險崖剛壁の屠所を攀て上る夫の仏ふい
たり。鳥獸の如く僑寓して洋こをうしめこと多
くへ多くの人ら晨夕の中糧をいとなみ羊腸羊腸
たるの道を陟降ひ来りしに。猶遠
煙を吐こと如くおびただしく多人ありけれ
ども。此多くの程を多くに。偖大勝佛法
村邑一所に埋没しこれを多民。屋を八丈多くく
つくり初は天明三年に火難を免
井上氏の四家化にえ多くを後多きさ
ることを年にして八丈多くの家人くく。屋

田をたがやしうゑ出来る所の穀物を寄し。粉屋を
ならべ。今ハ八丈多くの近辺の穀物を
集る。俗を稼のこれり。ひろ耳蒔僅に蕃種
と成て。本家のうえにて穀を戸口分配せり
あるこ。ましいこと筒粉もれしとしいえを。又うの多
小年ハ。こうひて。物産をそなへ。多くい此多
にして。そ屋根をもつてこと
小海多風を後ろ
しこうるこうに
ゆえ八丈多くを送る穀人中こうふ多丈此こ
うにこうに通ふ。こうまして。つの古来の紅

そこらで。捕れのもの二人を副　吉蔵といふ　因幡

七月八日辰の刻に開帆して吹風よきまゝに。同日寅

の刻と思ふ比ほひ八丈島大賀郷の八重根のみなとより

いざなひ。いくほどもなき半みちほどにてはるかに[illegible]

うや地方のものどもに路に海瀬をなれて。捕手の

その節縫殿の役人に静く。手概略を申上れいるに

岸にてしてあそぶ 商人にいとかる地方より 藁把 藁把 [illegible]

[illegible] 勇山 近京 属隷 [illegible]

[illegible] 戴 [illegible] 道具 [illegible]

[illegible]

帆をかけ 儒居する者一艘の [illegible]

[illegible] 大成に [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

属隷 [illegible]

[illegible] 大凡 [illegible] 石碑を建い

[illegible]

[illegible]

[illegible] に帰れぬ [illegible] 今は [illegible]

[illegible]

小経緯(ケイイヒョウ)ら生島夜の命あると。同年九月四日な
船に乗る。西北刻ちうりし 乗船 船長 水主ともに十人 炊介 次同所添
客十四人 都合二十五人なり 望出 日さしけるに 東南の風を
得しく船ハ ちうくの海翻(カイホン)の波にあらり。而して海
て船ハ本宮北の海に翻ぇ如 総蕩(コウタウ)ん衣る 雷雨し
て砕(チカイ)しく 其あやうき所をしのぎ。夜明 出
れを洲多(ヨシヤ)ふしく浪 風東南のはけしく 起る
鉄を まひしく 見え ふくれるる 見えし
きいと 晴(ヤミ) 戌の刻をすぎ 東南の風をふき 常し
く 驟雨(シウウ) 轟々(クワウクワウ) 雷 ○ 声 大虚に 見えける 風ある 是

ちれ。口遊(イカウ) 心とろえし。神ねもろきしの ぬけ船
長雅義を決し 速(スミヤカ)ニ帆を落。品織をきりに ゆる
むれ 流のかきに。丑の刻の比より 流風静りしく
空をれ。星光さし光きけり。西風 増りけり 起け
れハ 僅に布帆を揚 東の方をにをしろに 一 名のある
山辺刻 房総の 島なりと云 まして 例にむかふ あり 豆州 房総を ころうし この
所属の 房 即て東に磁宿あらし。に 其子島のさし
かくて 浦りい 此夜とま 停泊れ ゆゑ 七日 めりの前
風をむく ゆふに 伊豆の国例 俗にうろの 同
十七日に こらおいて 此夜お補の ふに 浦賀ヘ下

同月十八日 浦賀代官衛り 船[illegible]し 揃宿諸務
を検 口供を 閲に 終く同十九日 尚こに あり風
俟ちて同廿日 に發船し 同廿二日 に江戸 [illegible]
地浦に着く。是侍して 船徒 淹留し 船番所 八伊勢
屋藤次郎 同しに 八丈島 郡官の 邸にいて 寓居
[illegible]言すると 九三四 是郡口蓬とよる 九月廿三日
る白く 公署に [illegible] 若く 御認し 有根 宇肥前守 まし 哉
本の寓居 [illegible]言すると 九三四 同年十月二日 七
月八日 十日十 同國 十月十日。公署より 邸[illegible]
七日 五郎より
[illegible] 一家

庚経義の名を として。その 姑洋を 聴 観すと 察
し[illegible]を 憐 色民 慈愛の 志 同しに 深し [illegible]
共人[illegible]。此行は はるに。彼も 酒として。戦慄
此思ひ[illegible]。甚だ 日本の 漢洋 家をして
秋月へ[illegible] 医生 業を [illegible] 七年四[illegible]
[illegible] 再遊 [illegible]
送り[illegible]。同月廿七日に 思ふのものされ 互に
[illegible] 船徒を 伴ひ 會集し。椥子に 杯
をあけ 美酒を[illegible]。合[illegible] 別を 記[illegible]
土州の 長平は 病に 臥し[illegible]。あされに。[illegible]
我藩の[illegible] 同年十一月 二日より [illegible]

御代ハ蓬瀛宝海とゝまりて路頭にうらに落
府のまゝに属し将監鍾を拾に遂東代属しまさ
まゝに賽願のことをゆるされ伊勢齋宮の両所へ二
物をたてまつり貪図恩をいたゝきて玉砕の
親類を始めとして妻にあとなきしるのまし婦
皆人なからこれらを還魂の漢とこそなりし

無人島談話上巻終